

関東学院大学「関キャン Fes イッツ・ア・チャンプルーワールド」 出展要綱

日程：令和6年11月2日（土）～3日（日）

会場：関東学院大学横浜・関内キャンパスターナー記念ホール・横浜大通り公園

1. 総則

- (1) 関東学院大学 関キャン Fes イッツ・ア・チャンプルーワールド（以下「関キャン」という。）の出展に関する一切の事項は、この要綱による。
- (2) 出展業者は、この要綱を遵守しなければならない。
- (3) うるま市観光物産協会（以下「協会」という。）、企画運営の株式会社アクションプランニング（以下「運営」という。）、主催者の関東学院大学（以下「主催者」という。）は、出展業者がこの要綱に反する行為を行った場合はその業者に対し、営業を停止し、退去を命ずることができることとし、該当出展業者については次回からの出展は一切認めない。

2. 出展基準

- (1) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けていることとし、当日は営業許可証（原本）を掲示すると共に営業にあたっては関係法令の記載事項を順守すること。
- (2) 公序良俗に反する出展は一切認めない。
- (3) 主催者と協会の規約、要綱を遵守し協力できる事業者であること。

3. 出展留意事項及び条件等

- (1) 保健所の許可を必要とする業種（飲食関係等）で許可証のないものは出展を認めない。
- (2) 指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。
- (3) 指定された場所以外での営業活動、及びこれに付随する活動をしてはならない。
- (4) 出品の販売価格は原則として自由とするが、市場実勢価格を守ることとし不当な価格で物品を販売してはならない。また全ての商品に販売価格を必ず表示すること。
- (5) 店舗前の見やすい場所に必ず商号を表示すること。
- (6) 販売する商品または材料等は、うるま市産品や県産品を可能な限り優先して使用すること。その他の商品についても市内事業所を出来る限り利用すること。
- (7) 「カセットコンロ」及び「木炭」の持ち込みを一切禁止する（予備としての持ち込みも禁止する）。
- (8) 発電機及び燃料の持ち込みは禁止する。
- (9) 飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、保健所の許可が必要な業種については必ず保健所の許可を得ることとし、関キャン当日は保健所並びに衛生指導員の指示に従うこと。万一食中毒等が発生した場合、出展業者は自らの責任をもって適切な対応をすること。
- (10) 飲食物を取り扱う業者は生産物賠償責任保険（PL保険）又は食品営業賠償共済保険に必ず加入すること。（証券等の写しを提出すること）
- (11) 物販・ゲーム、遊具を取り扱う業者は施設賠償責任保険に加入することを推奨する。（加入している場合は証券等の写しを提出すること）

- (12) 未成年者への酒（アルコール）類の販売を禁止する。（法律により罰せられます。）
また、自動車を運転する者への、飲酒を目的とした酒（アルコール）類の販売を禁止し、その旨を店頭に表示すること。万一販売を行っているのが発見（発覚）した場合、次回からの出展を認めない。
- (13) 物販・ゲーム等の出展において、他者に危害を与えるおそれのあるもの（エアガン・レーザーポインター等）、及び会場を汚損するおそれのあるもの（パーティスプレー等）について、商品及び景品として取り扱うことや、現金または商品券を商品及び景品として取り扱うことを禁止する。また、飲食物を取り扱う業者は、瓶など割れ物の容器による販売を禁止する。
- (14) 営業に伴い、盗難及び危険防止等の管理を十分に行うこと。万一損害を被った場合でも主催者と協会は一切責任を負わない。
- (15) 申込以外の物品等を新たに取り扱う場合は、前以て届出を行い、その承認を得ること。
- (16) 関キャン期間の途中で引き上げる場合は、必ずその旨を協会に連絡すること。連絡なき者は次回からの出展を認めない。
- (17) 店舗周辺の清掃は随時行うこと。
- (18) 関キャン終了後は速やかに閉店準備を行うこと。
- (19) 関キャン開催中は、常に出展周辺の美化に努めること。また、関キャン日程終了後においても、出展場所・出展周辺の清掃作業を行い原状回復すること。原状回復が不十分な場合には、関キャン翌日、協会の呼び出しに応じ清掃作業を行うこと。応じない事業者は次回からの出展を認めない。
- (20) 暴力団との関わりがないこと。暴力団に指定場所を転貸しないこと。暴力団員を出展に従事させないこと。この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても異議を申し立てないこと。
- (21) イベント中の動画及び写真撮影について了承し、撮影されたものは主催者及び当協会の活動報告としてホームページや Instagram 等の SNS、各種印刷物等に使用・掲載することを了承すること。
- (22) 運営管理について、協会の指示に従うこと。

4. 申込方法及び申込先

- (1) 「出展申込書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、うるま市観光物産協会に申し込むこと。
- (2) 他人の商号または名義・住所を借りて申し込むことはできない。
- (3) 申込手続きを完了した者に対し、協会主導で出展場所を決定する。
- (4) 場所決定後は原則としてその場所の変更はできない。ただし、出展業者間同士の話し合いで場所の変更を行うときは遅滞なく連絡し、必ずその承認を得ること。

5. 出展料(受益者負担)と補助費用について

- (1) 出展料は、次のとおりとする。
 - ① 今回、関キャン期間の出展料はない。
 - ② 受益者負担として、旅費、交通費、宿泊費、輸送費を実費負担すること。
- (2) 補助費は一律：66,000 円(税込)とし、旅費、交通費、宿泊費、輸送費等に使用できる。
- (3) 補助費に際しては請求書を提出してからの精算となる。

6. 営業時間

次の営業時間を厳守すること（主催者による変更もある）

○ 開店時間・・・ 11:00 ○ 閉店時間・・・ 18:00(予定)

- (1) 開店時間 15 分前には、開店準備を終えておくこと。
- (2) 閉店時間以降は、速やかに閉店準備を行うこと。
- (3) 閉店時間以降の物品等の販売を禁止する。万一販売を行っているのが発見（発覚）した場合、次回からの出展を認めない。

7. 駐車場

- (1) 出展業者の駐車場はない。

8. 搬入及び撤去

- (1) 搬入物は、**主催者指定の日時、場所へ送付**とする。（厳守）
- (2) 搬入・搬出作業については主催者、運営、協会に従う。

9. ゴミの分別及びゴミ回収の件

- (1) 出展業者から出るゴミについては、主催者の分別方法に従う。

10. 重要事項

- (1) 関キャンが中止または延期されたことにより出展業者が被った損害については、協会は一切責任を負わない。
- (2) 会場敷地内にある物品を損傷させた場合、テント、発電機、分電盤を損傷させた場合には、協会は当該損害の賠償を請求する。
- (3) この要綱に定めのない事項については、主催者と協会の指示に従うこと。
- (4) 本要綱に違反した者は、次回からの関キャンへの出展資格を失うものとする。
- (5) 出展業者は、関キャンを安全且つ順調に実施する義務を負う。
- (6) 個人情報の取り扱いについては、関キャンを安全かつ円滑に実施、運営するために必要な範囲内で使用する。

【お問い合わせ】

うるま市観光物産協会 〒904-2203 うるま市川崎 468 番地
いちゅい具志川じんぶん館 2 階
TEL:098-989-1148 FAX:090-989-1149
担当：下地・伊波